

過年度の介護保険料の賦課誤りについて

所得税・住民税の修正申告などに伴い、介護保険料を遡って変更（賦課決定）した一部の被保険者の方の保険料について、誤って過大に徴収または還付していたことが判明しました。

概要については以下のとおりです。

1 対象保険料

平成 28 年度から令和 3 年度の介護保険料（平成 30 年度から令和 5 年度変更分）

2 対象者及び金額

- ・介護保険料を過大に徴収した人数及び金額 6 人 165,380 円
- ・介護保険料を誤って還付した人数及び金額 7 人 139,890 円

3 原因

平成 27 年 4 月に介護保険法が改正され、第 200 条の 2 において、「当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以後においてははすることができない」と規定され、賦課決定の期間制限が設けられました。

「最初の保険料の納期」について、特別徴収（年金からの徴収）においては、年金保険者が市に納入する期限である 5 月 10 日とするべきところを、普通徴収（納付書・口座振替）の第 1 期の納期限である 6 月 30 日としてしまい、その翌日を起算日として上記期間の算定をおこなっていました。

特別徴収の被保険者の保険料を変更（賦課決定）できる期間は、当該年度から 2 年後の 5 月 10 日までとなりますが、以上の理由により、上記対象者について、誤って 5 月 11 日から 6 月 30 日までの期間に変更（賦課決定）していました。

4 対応

介護保険料を過大に徴収した方には、謝罪及び経緯を説明し、返還する手続きを行っています。なお、誤って還付した方については、賦課決定ができる期間を過ぎていることから、返還を求めません。

5 再発防止策

法改正の際には、正確に内容を把握するため複数の職員で確認を行い、法解釈に疑義がある場合は国・県に照会して正確な情報把握をすることなどにより、誤りがないよう再発防止に努めてまいります。

担当部署・お問い合わせ先

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課（担当 古田）

住所 筑紫野市石崎一丁目 1 - 1 / 電話 092-923-1111（内線 450）

FAX 092-920-1786 / E-Mail kourei@city.chikushino.fukuoka.jp